

貨幣經濟試論

福田俊夫

目 次

序

1. 利子と社会生活
2. 既成経済学と利子
3. 利子の反社会性と既成経済学
4. 預金無利子化の構想

序

本稿は明治の生物学者 丘 浅次郎博士の著書「進化と人生——就中、動物の私有財産および所謂文明の弊の源——」を論題の基軸として、現代貨幣經濟論の中枢をなしている金利 (Money rate of Interest) ——預金金利の無利子化——に関する論及を試みようとするものである。

蛇足ながら、丘浅次郎博士の「進化と人生」は、生物学的観点から示唆に富む言葉で、人間社会が悪化している根本原因を忌憚なく剔出して、社会・経済学者の意表を衝く、因われのない天衣無縫で破天荒な識見は、年代の隔りを感じさせないものがある。

1 利子と社会生活

明治時代の生物学者 丘 浅次郎博士は、その著書「進化と人生——就中、動物の私有財産——」において

“私有財産を獲んとするため、相互の間にはげしい競争の起こるをまぬがれぬ

貨幣経済試論

は、人間でも他の動物でも全く同様である¹⁾。人間が私有財産を獲んとして日夜だまし合い、擲き合い、罵り合い、殺し合っていることは今日の世の中の常態で、誰も目前に見ている事実であるが、他の動物とても理屈は少しも違わぬ²⁾。社会の制度を改良さえすれば、競争の必要がなくなるなど唱え、生存競争のない世の中を夢想している人もあるが、これは全く人間本来の性質を誤解したために起こる謬りで、もとより毫も根拠のない空論に過ぎぬ。動物の中には蜂、蟻のごとく、もしくは苔虫のごとく、一団体内の個体間に少しも争いのないものがあるが、これらの動物はそれぞれ一定の進化の順路を経て、今日のありさまざまに発達しきたったのであるゆえ、今の人間が一足飛びにその真似をしようと望むのは、まことに無理な注文である³⁾。世の中には不平等な私有財産の制を全く廃して財産をすべて共有とし、頭割りだけずつ平均にこれを使用することを理想としている人もあるが、これは現実の世には行なわるべからざる一種の夢に過ぎぬ。人間は社会的動物であって、社会を離れては一日も満足に生活ができぬことは誰も知るところであるが、蜂、蟻もしくは苔虫のごとき完結した社会生活を営む動物に比較して見ると、その社会性はいたって低度なもので、とうてい彼らのごとき純然たる団体生活を営むには適しない⁴⁾。私有財産を子に譲る動物は財産をただ子の代まで伝えるだけで、決してその孫や曾孫の代までにはおよばぬ。しかし子に伝わるといっても、単に子がひととおり成長して生存競争場裡に打って出られるようになるまでの間、これを養うの用をなすのみで、決して子が一生涯その恩澤をこうむって安逸に暮らすというごときことはない⁵⁾。なお人間社会にのみ在して、他の動物には決してない特殊の財産制度は、物を貸して利子を取ることである。これは人間と他の動物との財産制度の絶対的に相異する点で、根本から全く異っているゆえ、動物界にはこれに比較すべき何らのものもない⁶⁾。人間社会では一度或る手段によって、一定額の財産を造っておきさえすれば、自分の一代はもとより未来永劫幾百代の末までも働かずに食ってゆくことができて、なおその上に財産が追々殖えるということを、他の動物らが知ったならば、如何に不可思議に感ずるであろうか。或る数から或る数を減ずれば、その残りは原の額よりは少な

いという数学上の明白な原理に反して、遺っても遺っても少しも減らぬのみか、なおその上に増加してゆくことは、実に天地間にこれほど不思議なことはないであろう⁷⁾。人間と他の動物との財産制度上の相違の点は主として、子孫が親の遺産の恩澤に浴する程度の相違と、物を貸して利子を取る制度の有無との二つである。しかももし利子を取るという制度がなかったならば、いかに刻苦勉励しても今日の富豪の有するごとき莫大の財産を一代に造ることはとうてい不可能で、たとえ巨万の財産を積み得たとしても、子孫が働くずに食い減らせばたちまち消滅するゆえ、数代も數十代も後の孫までが、懐手で贅沢に暮らせるということはない。この制度をどこまでも際限なく許容したならば、如何なる結果を生ずるであろうかというに、これは現今之世のありさまが証明して余りあるごとく、貧富の懸隔が年とともにますますはなはだしくなって、富者は遊んで贅沢に暮らしても、ますます富が増し、貧者は如何に日夜苦しんで働いても貧苦の境を脱し得られぬという不条理きわまる状態におちいるのである。富者の今日受け取った利子は明日から基金に加えられ、これに対してまた利子について、増加の率が始終進んでゆくゆえ、あたかも物体が地面に向かって落ちきたるときに、一秒ごとに速度を増すごとく、たちまち驚くべき巨額に達する。戦乱の絶間なき騒動時代や専制政治の行われた半開時代などには、人の生命にも財産にもたしかな保障がないゆえ、とうてい一人が巨万の富を私するにいたりがたい事情があるが、だんだん世が進んで憲法もでき、生命財産ともにやや安全となり、如何に巨万の富を積んでも、法律によって保護せられるようになってからは、いったん何らかの方法に従って富を造ったものはますます財産が増加するばかりである⁸⁾。かかる状態の世の中は、これを他物にたとえて言えば、あたかも贅沢美麗をつくした重い馬車に少数の客をひいたり、押したりして坂路を登ってゆくようなものである⁹⁾。人口が増加すれば、生活の困難が増し、生活難がはげしくなれば、貧富の懸隔に対する不平の念が増進する。また列国と対立してゆくには教育を盛んにしなければならぬが、教育が進めば、不平を感じる力もだんだん鋭敏になる。書物が読めて飯が食えぬ人が一人でも多く増せば、それだけ現代に対する不満の声の高くなるのは、どこ

の国でも同一徹である。されば今日のままの制度では、如何にしても現代に対する不平不満の念を除くことができぬのみならず、そのまま増加するのを傍観していなければならぬ。人間はこれを防ぐために倫理、教育、宗教等の各方面から世俗を改善しようとつとめるであろうが、上述のごとき原因が存する以上はその効力は勢い一定の範囲内に限られて、とうてい充分の効を奏することはできぬ。世は漸季なりとは昔より今までつねに人の言うことであるが、世のつねに漸季なるは、あたかも黴菌が自己の繁殖のために生じた酸類のために苦しむごとくに、自己の発達に伴って生じた固有の制度のために苦しんでいるのにあたるゆえ、ますまぬがれがたい運命とでも思ってあきらめるのはかはなかろう¹⁰⁾。”

と、丘 浅次郎博士は、生物学的観点から示唆に富む言語で人間社会が悪化している根本原因を忌憚なく剥出して、社会学者や経済学者の意表をつく、因われのない天衣無縫で破天荒な識見は、年代の隔りを感じさせないものがある。しかし最後の一句は、いささか消極にすぎ「九仮の功を一簣に虧く」思いがする。

丘 浅次郎博士は、さらにつづけて「所謂文明の弊の源」の論題のもとに、当時に論じられていた物質的文明の進歩をもって人心堕落の原因と見なすという見解は、軽卒かつ皮相的な観察であって裏づけとなるような根拠もないでの取るに足らないと論断されたのち、“真に今日の墮落を救わんと志す人は、さらに一層深くかつ緻密に研究して、終極の原因まで探り求め、根本より改めることを図らねばならぬ。しかば、いわゆる文明の弊なるものの眞の原因は何に存するかといふに、我らの考えによれば主として社会の制度、特に財産に関する制度に欠点があるによるのである。元来人間には他人の迷惑は少しも顧みぬという性質が、生まれながらに備わっている¹¹⁾。もしも人間にいささかでも生れながらにして他人の迷惑を顧みておのれの欲せざるところを他人に施さぬという性質が備わってあつたならば、蟻や蜂の社会と同様な眞に協力一致して毫も争いのない社会ができるであろうが、蟻や蜂の社会のかく完全であるのは長い年月を経て多くの代を重ねる間に、自然淘汰の行なわれた結果として、漸々発達しきったのであるゆえ、今日の人間がにわかにかかる境遇に違しようと思っても、これはとうていできぬ

ことである¹²⁾。今日の社会は新たにあつらえ造ったものではなく、太古野蛮時代から漸々進歩して変遷してでき上ったのであるゆえ、その現在の制度の中には、太古野蛮時代からの遺風として存する不条理なものも決して少くない。これはあたかも人間の身体に尾の骨や尾を働く筋肉のなお存しているのと同じで、もとより当然のことであるが、その中には、全く無害なものもあり、大いに趣味あるものである。しかしながらはなはだ有害であろうと思われるものもある。特に財産に関する制度の中には、社会的生活に不適当であり、したがって世道人心にとってたしかに有害であると我らの信ずるもののが一つある。我らは決して現今の財産制度をことごとく有害と考えるのではない。他人の迷惑を顧みぬ人間が集って、財産を共有することのできぬは見易い理であるゆえ、各個人が財産を私有すべきはもとより当然なことである¹⁴⁾。今日の財産制度の中で、社会的生活に適せず、したがって人心墮落の原因となるものはただ土地、物品、金銭等を貸して個人が利子を取るという制度である。これも単に一個人について考えて見ると、別に不正なことであるとは言われぬが、その社会全体におよぼす影響を調べてみると、すこぶる有害なものであることは争われぬ。物を貸して個人が利を取るという制度の行なわれている上は、或る手段によって一定額以上の財産を獲た者は、もはや少しも働くずに贅沢に暮らしてゆくことが、一社会の中に遊んでいながら他人の造った米を食い、他人の織った衣服を着て、他人よりも贅沢に暮らしている者の存することは、その社会のために有害であるや否やすこぶる疑わしい。特にその者の一生涯のみならず子孫代々、未来永劫まで遊んで贅沢に暮らせるというにいたっては、実に何と評してよろしいかわからぬ。またかのように財産を有する者がなお働いたならば如何に成り行くかというに、その結果は今日実際にみるとおり、富者はますます富み、貧者はますます貧走し¹⁵⁾、ついに道義は地に墜ちるのである¹⁶⁾。すでに墮落した者や貧困におちいった者を助けるためには、今日多くの養育院、感化院もあり、慈善会なども開かれるが、これはもとよりきわめて結構なことである。目前に水に溺れる者をみた場合に、なにゆえに水にはいったかといひて、その溺れるにいたった理由などを聞きただす暇はない。理由に関する議

論などは捨てておいて、まずその者を救うことが必要である¹⁷⁾。単に落ちた者のみを救っていたのでは、一人を救う間には三人落ち、三人を助ける間には九人落ちて、とうてい手がまわらぬ。されば今日の慈善事業の結構なることはもとより論を待たぬが、これによって世の風俗を改良しようとすることは、すこぶる望みの少ないようと思われる¹⁸⁾。世俗を善良ならしめんとつとめることは、いつの世でも如何なるところでも、まことに結構なことゆえ、従来行なわれているごとき方法も、ますます盛んにすべきではあるが、眞の原因が他に依然として存する間は、その効力は一定のきわめて狭い範囲以外にいづることができぬものなるを初めから承知しておらねばならぬ¹⁹⁾。われらは人間の財産に関する学問などを修めたことは全くないゆえ、これに関する知識は皆無である。したがって野蛮時代から今日までに自然に発達しきった利子を私有する制度をあらためて、利子を取ることを國家の特権とするごとき変化が、にわかにでき得べきことか否かはまったく知らぬ。また仮りに改め得べきものであるとしたところで、これを実行したあかつぎに、今日以上に人心堕落せしむべき新たな事情が生ずることがなきや否や、これもまったく知らぬ。また現今の制度をそのままに据えおいて、ただその結果のみを除き得べき不思議の妙薬がなかるべきものか否か、これもまったく知らぬ。我らはただ他の社会的動物の生活状態に比較して、今日人心堕落の原因は、主として富者をしてますます富ならしめ、貧者をしてますます貧ならしめ、遊んで贅沢に暮らせる者と、かせいでも生活の立ちかねる者とを社会の中に生ぜしめる現今の財産制度の欠点に存すると信ぜざるをえず”²⁰⁾。

以上、丘 浅次郎博士の所述は一見、社会主義者の常套語に似ているが、社会悪の根元である利子を払拭する方法に関しては、門外漢の分に非ずと一言も触れられていない。この点、対利子の解決案をもち合わせずに革命を志すところの破壊主義とは雲泥の差があるが、富貧差の逐次激化を予想した点は相似している。しかし、その後の社会経済事象は、相続税や所得税、その他税の累進率を強化してきていること。さらに労働者の団結強化にともなう分配率の更改が際限なくつづきつつあるなど、すべてが所述のとおりとは言えないけれども、根本の利子す

貨幣経済試論

なむち不労所得が厳存しているのであるから、しょせんは五十歩百歩の差にすぎない。したがって根本問題である利子、賃金等、私的不労所得の否認に関しては放置されたままであって、抜本的な解決の摸索すら試みられていないよう思われる。

ともあれ「進化と人生」は、経済にはかわりのない生物学者の虚心担懐、因われのない社会観であると同時に、利子を“人類社会における百惡の根源”であると喝破されていることは、まさに箴言というべきである。

遮莫、個人取得の利子すなむち私的不労所得の是正または払拭にたいする合理的な解決觀念は、浅学のためでか経済学のどこにも見当らない。また共産社会を目指すマルキシズムも、不労所得の払拭方法に関しては、ぜんぜん言及していないように思われる。

要は貨幣経済を超克しないかぎり、資本主義、社会主義を問はず、預金は必要不可欠となり、預金には利子が親子不可分に連綿する。しかし利子は典型的な不労所得ながらも、貨幣経済の循環中枢、すなむち心臓の機能さながらであるから払拭の方法がない。また、ひとしく不労所得ではあるが、「預金利子」と「配当・地代・家賃・貸金利子等」とくらべると根幹と枝葉のちがいがある。後者は機宜に制限・禁止・条件変更もできないことはないであろうが、しかし預金利子は今日までのところ、貨幣循環の吸入源になっているので、それを払拭するには創意によるほかは方法はないであろう。げんに不労所得を正面の敵とみる、いわゆる共産主義国においてさえも、預金利子を容認している実情にあることでもわかるであろう。かれらが、もし原水爆や宇宙兵器開発にかける努力の百分の一を利子追放の創意開発にふり向けていたとするならば、預金の無利子化は迅くに実現していたであろう。

註

- 1) 丘 浅次郎著「進化と人生——動物の私有財産および所謂文明の弊の源」——（明治39年増補再版44年）は、「進化論講話」（明治37年）につづいて発刊されたもので、「進化と人生」に収められた「動物の私有財産」は明治40年7月発表され、つづいて

貨幣経済試論

「所謂文明の弊の源」は、明治41年11月発表されている。その後、丘 浅次郎著作集1として昭和43年8月有精堂より出版されている。

本稿では明治44年増補再版と昭和43年版とを照合しながら引用掲載したため、明治版および昭和版の両版の引用頁を記掲した。

- 丘 浅次郎著「上掲書——動物の私有財産——」明治版268頁，昭和版164頁
2) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版268頁，昭和版164頁
3) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版268頁，昭和版164頁
4) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版271頁，昭和版165～6頁
5) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版272頁，昭和版166頁
6) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版273頁，昭和版167頁
7) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版273～4頁，昭和版167頁
8) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版274頁，昭和版167～8頁
9) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版276～7頁，昭和版169頁
10) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版277頁，昭和版169頁
11) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版280～1頁，昭和版171頁
12) 丘 浅次郎著「上掲書——所謂「文明の弊」の源——」明治版284～5頁，昭和版173頁
13) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版285～6頁，昭和版174頁
14) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版287～8頁，昭和版175頁
15) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版289～90頁，昭和版176頁
16) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版291頁，昭和版177頁
17) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版289～9頁，昭和版182頁
18) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版299頁，昭和版182頁
19) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版300頁，昭和版183頁
20) 丘 浅次郎著「上掲書」明治版301頁，昭和版183頁

(傍点は筆者が付す)

2 既成経済学と利子

利子は既成経済学の根幹をなすところのもっとも重要な問題であるにもかかわらず、利子に関する諸学説はかならずしも一致しているわけではない。それは、たとえば微利禁止の中世利子説 (Thomas Aquina 1125～1274) をはじめ、重商主義利子理論 (William Petty 1623～1687' John Locke 1632～1704, Joseph Massie 1700～1784, James Denham Stuart 1712～1780)，重農派利子理論 (Anne Robert Jacques

貨幣経済試論

Turgot 1727～1781), 古典派利子理論 (Adam Smith 1723～1790, Thomas Robert Malthus 1766～1834, David Ricardo 1772～1823, Jean Baptiste Say 1767～1832), 利子搾取説 (Karl Heinrich Marx 1818～1883), 利子制欲, 待望説 (Nassa William Senior 1790～1864, Alfred Marshall 1842～1924, Thomas Nixon Carver), 利子時差説 (Eugen von Böhm-Bawerk 1851～1914), 利子生産力説 (John Bates Clark 1847～1938), 動態利子説 (Joseph Alois Schumpeter 1883～1950, 高田保馬), 貸付資金説 (Herbert Joseph Davenport 1861～1931, Denis Holms Robertson 1890～, Gottfried von Haberler 1900～), 流動性選好説 (John Maynard Keynes 1883～1946, 流動性選好説と生産力説の綜合いわゆる資金需給説の John Richard Hicks 1904～, Alvin Harvey Hansen 1887～) 等々, 枚挙にいとまがないが, 真理究明の名のもとに甲論乙駁の論議をしてみても, 利子は経済学によって案出されたものでも齎らされたものでもなく, 如上の諸学説が出現する以前から存在していものを, それぞれの観点からその実態を描写したものにすぎない。

もともと貨幣は, 交換, 支払い, 保蔵等の手段であると同時に孕子手段としても機能することから, これを搾取のツールであると攻撃するマルクス説を遵守しつつ, その実践的先達をもって自任するソ連のような, 政権樹立の当初から貨幣経済を反社会主義的なものとみて, 貨幣をいささか粗略にあつかった結果, 悪性インフレーション (Galloping Inflation) の反動現象を誘発し¹⁾, それに悩まされ「貨幣の禍害をこうむってきていながら」いわゆる搾取のツールの貨幣を政権樹立以来半世紀を経た今日, なお払拭することもなく, 統制経済の遂行上必要不可欠のツールとして認め, ひいては貨幣経済のおもむくところ必然的に預金あるいは公債発行を不可欠とするにいたり, いやおうなく付帯利子を容認せざるをえなくなつて, 無搾取を標榜する共産主義国の経済の中枢に貨幣資本の不労所得が胡坐をかいている。このようなことは, かれらのいう, いわゆる否定の否定 (Negation der Negation) は, 私的不労所得を容認する奇形児的社会主义であるというほかはないであろう。

註

- 1) 伊部博士は「ソ連インフレーションの研究」において、

“從来共産党は、貨幣を以て資本家階級の搾取要具であるとし、其の階級性を主張し、且社会主義が実現されれば貨幣経済が消滅するものと論じていた関係上、ロシヤ大革命の成就と共に、所謂左翼共産党の中で、紙幣の無制限乱発を強行することによって通貨を消滅し、計画的な物々交換を実現すべきであるとする論者も現れていた。トロッキー派のブレオ・ブランシスキーやスツルミンの如き是である。内乱中は此のような思想が党の政策にも反映されて、1920年10月11日から電気、瓦斯、水道等の料金や交通機関の運賃が労働者、赤軍々人及びそれらの家庭に対して無料となり、又同年11月には国家機関と国営企業の従業員に対して消費物資の無料配給も行はれるやうになった。更に又年末には財務人民委員部においてインフレーションによる貨幣価値低落の結果は遂に貨幣なき社会が到来するであろうと云ふような声明まで行はれている。尚翌1921年2月3日には一切の金納税の原則的廃止が宣言され、貨幣なき社会に於ける新しい価値法則が真剣に考慮された程である。然し乍ら実際に於いて貨幣から全然遊離した経済政策は流石のボリシェヴィキーと雖もとうてい是を完遂することが出来なかつたのである。唯、この様な傾向が部分的に彼等の採用した通貨政策の中に躍動していたと云う一面は之を見逃してはならない…………云々”と、

伊部政一著「ソ連インフレーションの研究」188～9頁

3 利子の反社会性と既成経済学

汗水を流して生産した米麦等の穀類は、生命のもととなる必需財であるのに、保藏すれば、その間に虫害、鼠害、変質、保藏費用等によって価値が減耗する。これに反して対価となる交換要具の貨幣のほうは、目的にたいする手段でありながら、保藏（預金）すれば利子だけ価値が累増することになる。例外をのぞいては一般的に財貨と通貨の各保藏経過は、価値の相対的均衡がくずれて時間の経過とともにたがいに乖離背行して、しだいに不均衡の度合いを増すことになる。

静観すれば貨幣経済のあり方ほど、本末を顛倒したものはない。といっても既成の経済学は、この顛倒事象を是正する意図はおろか、一指もこれには触れようともしないで、逆に利子を経済理論展開の基軸としているのであるから、それは矛盾の野に咲いた撞着の花といっても言いすぎではないであろう。

4 預金無利子化の構想

およそ創意を以てすれば、自由主義憲法のもとにおいても、じゅうらいの常識をくつがえして、自由預金を有害な副作用や反作用を伴うことなく無利子預りとすることも、または必要に応じて利子とは逆に逆金利すなわち保管料預り (Negative Interest) とすることも難事ではないであろう。とき、たまたま日経紙上に通貨改革に関して、フランスのジスカールデスタン蔵相の黒字国にたいする制裁措置としての、ネガティヴ・インターレスト (Negative Interest 逆金利) の構想も提案されている¹⁾。

以下、預金無利子化の構想の概要を述べることにする。ただし、利子を中心とする既成経済学に慣れた人びとには、この構想にたいして、あるいは「通貨に直接に働きかけることは、通貨にたいする人びとの信認を毀するおそれがある」など杞憂され、将又、埒外だと一笑に付されるであろう。ここにケインズ (J. M. Keynes) をひき合いにだして鳥誂がましいといわれるかも知れないが、かの「一般理論」の「序」の後段が想起されてくる²⁾。

さて、預金の無利子預りをおこなうに当っては、むろん円貨の国外逃避防止や社会保障の整備を前提条件とするが、無利子預金の具体的構想すなわち解決手段は、つきの諸要項から構成される。

1) 預金は国家管理に統一

預貯金の預り業務は、原則として国家管理に統一し、爾後民間業者の預金業務は全面的に禁止する。

すでに民間金融機関に預け入れされている預金は、そのまま国家管理に移し、同時にすべて預金と名のつくものは、すべて国家管理に統一する。ただし、過渡期間中は諸般の事情を勘案して、機宜に対応策を講ずれば、現制度のもとにおいても一応の目的は達成することもできるが、基本的には国家管理に統一して、民間機関の預金業務を禁じ、預金取り扱いは国からの委託取り扱いの範囲にとどめることにして、銀行の預金窓口の外見的取り扱いは、これまでどおり

できし支えないが、実質的にはいかなる形式・手段を以てしても、國以外のものが業務として金錢を預かることを厳禁する。

2) 金融業務は民営に一任

預金を國家管理に移したのちの民間金融機関の貸出資金は、國家管理(日銀)からの借り入れに切り替えさせる。爾後金融業者が預金業務と金融業務とを兼営することを禁じ、「預金国管」「金融民営」に革める。國は原則として金融業者以外には民間資金の供給(直接貸出)をおこなわせない定めとする。

3) 流通々貨量の限度確保責任者

銀行券の発行最高限度の確保責任を「観念的な形式ではあるが」発券当局(日銀)から全國民の共同責任におき換える。

4) 流通々貨高公告の義務

当局は日々の流通々貨高を「ラジオやテレビ放送の速報々道機関を通じて、國民に正確に告知する義務を負い」毎日定刻に責任ある告知をおこない、発券高が所定限度に達すれば非常警告の放送をおこなうこととする。

5) 発券高の限度超過持続と超過税

銀行券の発券高が所定の許容限度を超え、または、まさに超えんとするにいたれば、告知の内容に警告をもり込んで、「もし銀行券の発行高が許容限度を超えたまま所定の期間を経過すれば「そのさいの流通中の銀行券は、ことごとく超過税の対象となり」「事前に公示済の税率」による徵稅が自動的におこなわれて、銀行券の通用額(価値)は表面表示額から税率相当額を控除した残額に減価し、平価切下げ(devaluation)に似た結果となる。」ことを告知徹底させる。

6) 超過税々率

超過税は銀行券が発行限度をすでに超え、また、まさに超えつつある過剰流通々貨を預金におい込むために設けた税形式の威嚇手段であるから、徵稅を目的とする一般的な税とは正反対に不發動におわることを狙いとする関係上、税率も目標を威嚇効果におき、銀行券表示額面の5割または9割とする。いま、かりに税が發動したとすれば、税率5割のときは銀行券の通用額を券面表示額

の半額、税率9割のときは券面表示額の1割に減価することによって徵稅を完遂したものと見なす。

7) 徵稅済銀行券の始末

超過稅の發動は、人びとが通貨にたいする欲望を喪失してしまわぬいかぎり、過ちにもありうることではないが、かりに發動したとして、徵稅済銀行券はあらかじめ用意しておいた新券と可成的すみやかにひき換えをおこなうこととする。

8) 預金は超過稅には無関係

かりに超過稅が發動したとしても、非通貨の預金は超過稅には無関係であるから、なんの影響をこうむらない。もともと預金は帳簿上の数字であって、流通中の通貨ではなくなっているから課稅の対象にはならない。したがって預金することは、通貨を國家管理すなわち国の手に委ねて記帳上の数字すなわち債権化することであるから、税は通貨を預かった国が負担しなければならないまわり合せとなる。しかし預金になってきた通貨は、流通面から離脱したものであるから課稅の対象にはならない。

かくて預金は超過稅を回避する唯一の手段であり、通貨を「超過稅免除」の絶対安全地帯にうつす完璧の保全方法である。

因みに預金免稅は、預金を無利子預りまたは要保管料預りにするところの、もっとも重要な鍵である。けだし預金を國家管理にする所以である。

9) 預金利子の存廃

超過稅制設定後の預金利子は過渡期の諸情勢に応じ、じゅうらいどおりの年5歩程度をそのまま踏襲することも、年1歩程度の低利にすることも、無利子とすることも、または利子とは逆に要保管料預りとすることも、隨時任意に定めることができることになる。而て保管料がとくに高率であるばあいをのぞき、料率が預金額に影響を及ぼすことにはならない。

以上が預金無利子化の構想の骨子である。けっきょく、超過稅制設定の目的はむろん、徵稅にあるのではなく、通貨にその本来の使命を果させるための便宜の

手段であるにすぎない。すなわち通貨の理想的なあり方を物価の安定におき、過ちにも物価秩序をかき乱さないように、人びとの購買の妄動にさき廻りして「用途未定の不急通貨を持ちするものにたいし」損害の脅威をあたえて、過剰通貨を預金におい込み、流通量を許容限度内に釘づけする手段にはかならない。

じゅうらいの預金誘発の方法は、預金利率引上げの徵利によって預金を釣める以外にきめ手となるものは、なにひとつない無迫力なものであるが、超過税制を活用するばあいの預金は、発券高が限度（隨時任意に決定可能）を超えたばあい、そのさい流通中の銀行券にたいし50%あるいは90%という過酷きわまる税の脅威をあたえて、過剰通貨を遮二無二預金におい込むものであるから、「たとえ預金が無利子預りであろうと、将又、年率数%の要保管料預りであろうと、さきを争って預金に雪崩れ込み、予定どおりという以上に「当局の意のままに」加減できることになる。

もし、当局の警告報道に逆って不必要に多額の現金を手もとに所持しているものが、かりに数多くあって、流通々貨高が所定の許容限度を超過したまま所定の猶余期間を経過したとすれば、超過税が発動して、これらの現金手持ちのものは一朝にして手持ち現金の半分、または9割を失うことになる。けっきょく、超過税発動の公算が濃厚になると、現金通貨を持したものは、「預金するか」それとも「超過税を甘受するか」の二者択一以外にとるべきみちはないことになる。

超過税が発動すれば、流通中の通貨は諸官庁の手持金といえども、徵税をまぬがれないが、政府は徵税者であるから総計すれば収支相殺して無得失となり、会計上の数字配置が移動するにすぎない。

超過税が発動すれば、通貨が減価するので外見的には devaluation に酷似するが、税は国庫に収納されるため、通貨の総量には変化を生じない。これに反して平価切下げは通貨総量を縮減しようとするものであるから、回避の余地はまったくない。しかし超過税のほうは「回避を期待するというより目的とする」ものであるから、超過税を嫌厭するものは、当座の手もと所要金以外の不急現金は一応預金することによって、確実に苛税禍をまぬがれうことにする。

貨幣經濟試論

したがって超過税が発動したとすれば、政府は挙手のうちに莫大な予算外収支をえて、財政上に有力な持駒をうることになってねがったり叶ったりであろうが、有欲の人間相手では、それは夢にも望めるものではないであろう。

上述の理解を容易にするために重複の嫌いがあるが、つぎに具体的数字を当てはめて、蛇足の説明を添えることにしよう。

いま、かりに銀行券発行最高限度を6兆円としたばあい、なんらかの原因によって流通々貨が膨脹をつづけて、漸次6兆円にちかづいてくるにしたがい、毎日定刻にラジオ、テレビの放送を通じて前日（できれば当日）現在の発券高を告知する声も次第に緊張をおびた警告まじりの告知になり、それでも膨脹がつづいて、ついに限度の6兆円を超えて、たとえば6兆2億円になったとすれば、当局のアナウンサーは“非常警告を申しあげます。銀行券の発行高が、昨日ついに許容限度の6兆円を超えて6兆2億円になりました。もしこの状態が向後10日間つづけば、みなさんのお手もとの現金（銀行券）に5割の税がかけられて、銀行券の通用額が、たとえば1万円札は5千円に、1000円札は500円に、100円札は50円に引き下げられますから、お手もとにお持ちの現金（硬貨をのぞく）で、いま直ぐお遣いにならないお金は、一応遅滞なく預金にお入れください。預け入れたお金は、爾後絶対に安全であります”と連続10日間毎日意をつくして繰り返し放送される警告を聞き流して「過失による」預金失念もないであろうから、多額の不急現金を手持ちしたまま猶余期間10日間を見送るようなことはありえないであろう。

けっきょく、銀行券発行限度は、高いづれとも当局が欲するままに、隨時任意に「諸般の事情を勘案して最善と思う程度に」決定して公示すれば、たちまち権威ある限界となり、爾後、いかに膨大な財政投融資をおこなっても、それが流通々貨量への反映を顧慮する必要もなく、また物価政策のやっかいな「流通々貨量との相関」にわざらわされることもなく、いな、逆にこれをを利用して物価を引き下げる手段とすることも可能となる。

因みに、1966年の空前の倒産旋風は中小企業を席捲すると同時に、止まるところを知らない物価の続騰は、池田所得倍増政策が經濟統計の百分率数的外見のと

りこになって趨勢論的觀点から実勢を洞見するゆとりもなく³⁾、倍増政策を繰りあげた輕拳妄動の反動であるから、相当に禍根がふかく、労働攻勢と相まって「起動あれば反動あり」の騰因は相続して尽くるところがないままに、現政府も「インフレなき福祉をめざして」物価対策を第一義に取組んでいるが、きめ手となるものはなにひとつなく、統騰趨勢はいぜんとして衰えをみせず、対策に窮して五里霧中の足搔きをつづけている為体であるが、このばあい、もし超過税を活用した通貨政策を実施すれば、抜本的ではないにしても応急的な成果がおさめられるであろう。

いま、通貨・物価の伸縮性係数（Flexibility Coefficient）を演算の便宜上、じゅっかん幅をとって0.5または0.33ということにする。ただし、いまは通貨を縮小して物価を引き下げ、または騰勢を抑えるのが目的であるから、預金利子は現状のままにすえおいて、上述の超過税制を活用して日銀券の発行限度を現流通高の2/3に引き下げ、流通々貨を該発行限度未満、すなわち2/3未満に縮小したとすれば、それが購買すなわち需要量に及ぼす、いわゆるデフレ効果（Deflationary effect）としての物価は、通貨膨脹時の伸縮性係数を援用すれば

$$(2/3)^{0.5} \approx 0.815 \text{ ないし } (2/3)^{0.33} \approx 0.87$$

となり、通貨縮小前にくらべ18%ないし13%の値下りとなって、物価上昇發動時の水準に落着くことになる。ただし、これは物価昂騰時の伸縮性係数をそのまま通貨縮小の場に援用したものであるから、じゅっかんの誤差はまぬがれない。ということは、物価構成の一部をなしている俸給・入浴・理髪・運賃・固定資産税ならびに地代・家賃・米穀等は、一度上昇すれば逆もどりしない可伸・不縮の偏弾力性（Partial elasticity）であるうえに、一般に昂騰した物価は時日が経てば老化（aging）して縮弾性が減るため、発券高を2/3または1/2に縮減しても、老化した物価は、上記の伸縮性係数援用の計算のような高率の下落にはならない。しかし、すくなくとも物価の騰勢を抑えて安定させる確率は大であるということができる。

預金利子の現状維持前提条件とすれば、社会保障や円貨の国外逃避に配慮する

貨幣経済試論

必要がなくなるので、預金の国家管理はあと廻しにして、さきの超過税制を活用すれば、発券高を経済の消長いかんにかかわらず安定させ、または必要に応じて隨時任意に増減させることが可能となる。したがって焦眉の急を要する目前の物価を安定させる根本策の一半として超過税制を布き、流通々貨量を最適と思われる範囲内に釘づけして、物価を安定させることは刻下の最優先の緊急事である。

なお、超過税制が活用されたあにつきには、じゅうらい慣用の公開市場操作(Open Market Operation)のような間接的調整は不要となり、しかも預金無利子化への準備——社会保障や円貨の国外逃避防止策——が整えば、預金を本格的に国家管理に統一して、無利子預金または要保管料預金制に「緩急いすれとも機宜に」移行できることになる。

大観すれば、かつては万世不易の鉄則とおもわれた預金利子を根底から払拭して、不労所得の根源を断ち、自由主義の堅持のもと、兼愛即中道主義⁴⁾と相まって啓開される第三の道、すなわち資本主義、社会主义——差別、平等——を止揚(Aufheben)した「不労所得者不在の合理的な最高厚生の経済社会」が具現するであろう。

要するに、当局は超過税の税率と発券限度を適切かつ機宜に決定して公告するとともに、円貨の国外逃避を取締れば、自余は国民の自由意志にまかせて、いっさい不干渉でぞんでも、流の通々貨量を「もし、その必要があれば、未来永劫、限度内に釘づけしておく」ことも困難ではなくなる。

また生産増強その他公共投資等、いかに厖大な国内資金の要要が起ろうとも、自主経済を確立することが可能となることになる。さらにベース・アップ等による生産原価の昂騰や供給不足に起因する必然的騰物価をのぞき、通貨膨脹による物価騰貴は永久にあらわれなくなるばかりか、通貨は不換紙幣でありながら、金貨をしのぐ典型的中立貨幣(typical Neutral Money)としての真価を發揮することになる。

もし、預金通貨が消費財にたいする旺盛な購買力となって低物価を阻害するようなことになってくれば、手形類に適宜税率の印紙を課すことによって、小切

貨幣経済試論

手等が消費生活面にわり込むことを防止する。

かくて預金無利子化のもと、流通々貨を永続的に安定させることになれば、産業資金その他社会的に必要性ありと認められるものは、業種や規模の大小いかんを問わず、農漁業の末端にいたるまで超低利資金が豊富に供給され、たとえ流通々貨量の許容限度を超える厖大融資がおこなわれて、一時的には現金が溢れても、限度を超えた通貨は国民の消費生活に膠着するまもなく、たちまちのうちに預金へまい戻すことになる。したがって、たとえば国鉄の建設資金のようなものも、無利息またはそれに近い超低利によって豊富に供給が可能となるばかりか、山積した負債も無利息または超低利の貸借に切り替えて、利払いを全面的に払拭あるいは軽減することによって、設備の充実、運賃の引き下げ、従業員の待遇改善等をおこなうことができることになる。

さらに預金無利子化後は、既存の公債類はすべて「自由預金（無利子）に振替る方法によって」とりあげ償還をおこない、毎年の利払いを皆無にすることも可能となる。もし、これが要保管料預りのもとであれば、「公債であったばあいの利払金すなわち歳出」を「預金保証料すなわち歳入源」に翻転させることになる。

かくて公債所有者をのぞく国家国民を利することになり、不労所得の根源である預金利子の根絶とともに、貨幣資本による徒衣徒食の罪源を断つことになり、丘 浅次郎博士のいわれる“百惡の根源”である利子、とくに貨幣経済の枢軸になっている預金利子を追放し、自由主義堅持のもと、私有財産にはいささかの犠牲もこうむらせることなくして、資本主義経済を平穏裡に払拭するとともに「創意の母である」自由競争を推進して、安泰社会がおちいり易い偷安や沈滞を未然に防止する永久繁栄の構想もなり立つことになるであろう。けっきょく、不労所得や搾取のない社会への移行は、革命によらず平穏かつ無犠牲裡に緩急機宜に遂行できるということである。

註

- 1) ジスカールデスタン仏蔵相のネガテーヴ、インタレストの構想は、国際収支調整にさいし、黒字国に調整義務を負担させようとするもので、それは黒字国の外貨準備高

貨幣経済試論

が一定の水準を超えたばあい、その超過分を強制的に I・M・F に預託させ、調整義務不履行のばあいの制裁措置として、一定率の逆金利をかけ、国際収支の均衡を実現しようとするものである。

日本経済新聞（昭和48年8月31日朝刊）——通貨改革、逆金利の支持—— 同新聞（昭和48年9月2日朝刊）——通貨改革いよいよ本番——

- 2) J. M. ケインズは、「一般理論」の「序」の後段に“本書を作り上げることは著者にとっては長い間の迷れようとする闘い——思惟と表現との習慣的な方式から迷れようとする闘い——であったが、大部分の読者にとっても、もし著書の読者への強襲にして功を奏するならば、本書を読むことは同じ闘いとならなければならない。（中略）われわれの心の隅々まで拡っている古い観念からの脱却である”と説き、一切の理論にたいする反逆を企画し、新しい経済学いわゆるケインズ経済学を樹立した。

J. M. Keynes, *The general theory of Employment, Interest and Money*, London, 1936 (塩野谷九十九訳「雇用利子および貨幣の一般理論」21頁)

- 3) 経済の趨勢洞見を不可欠要件とすべきはずの所得倍増計画に参画した経済審議会の委員は、各界最高の逸材ぞろいであったにもかかわらず、倍増計画の理論的根拠となるべき弾力性にたいする見解は、日本経済新聞発行「所得倍増計画の解説」161頁に、需要にたいする所得弾力性について、“所得の一定割合の変化が需要に引起す変化の割合をいう。式であらわすと次のとおり

$$\text{需要に対する所得弾力性} = \frac{\text{需要の増分}}{\text{需要の大きさ}} \div \frac{\text{所得の増分}}{\text{所得の大きさ}}$$

需要に対する所得弾力性の差異というのは所得の一定の増加割合に対して（中略）需要の増加割合に大小の差があるという意味である。”とあり、式の右辺はそのまま——直接——弾力性になっているので、A. マーシャル原理 (A. Marshall, *Principles of Economics*, eighth edition, London 1952, p. 621) の蛇足の解説である「相関的に変動する 2 数の百分率数の変動比 $\Delta y / \Delta x$ 」を意味し、弾力性とは称しても、事実は捕捉的における比率にはかならず、趨勢の意味は含まれていない。したがって「変動する趨勢の洞見すなわち当該曲線の全貌予測の鍵である弾力性係数 (n) は、指數であるから、「需要 (D) は所得 (Y) の弾力性係数乗 ($D = y^n$) すなわち定数 n を指數とする y の関数であること」には無関係で趨勢捕捉の意図などぜんぜん見当らぬ百分率数的外見のとりことなった妄想所産の思付き計画でしかなかったということ。

なお、弾力性理論に関しては、筆者発表の中央学院大学論叢（第7巻第1号）「野菜価格安定に関する研究——価格伸縮性を基軸として——179～182頁 および同論叢第7巻第2号、第8巻第1号）「悪性インフレーションの弾力性的分析(1), (2)」 山梨学院大学法経研究第9巻「A・マーシャルの需要弾力性の正負符号に関する一考察」を参考にされたい。

貨幣経済試論

- 4) 兼愛即中道主義については、筆者が財政学の大斗鈴木憲久博士に師事した当時、発表した「厚生価値の算出方法論」がある。この論文は、恩師鈴木博士の「古代漢民族思想史」の墨子の非攻兼愛論を基軸として、正方四辺形の面積を厚生価値(A)として、縦辺を資本主義経済(B)とし、底辺を社会主義経済(C)と仮定して、厚生価値(A)=資本主義経済(B)×社会主義経済(C)の方式のもとに、両体制の最厚生値を求めての理論展開を試みたものであるが、いまにしてみると訂正補足すべきところが多々見出されるので稿を改め、「福祉国家の理論的根拠」として、いづれ機会をみて発表する心算りでいる。